



# 偽装請負 まん延する違法労働

## なぜ偽装請負なのか

### 労働者をくいものにする派遣・請負の仕組み



2006年10月13日、参院予算委員会・市田忠義参院議員提出資料  
(大阪A社の現場労働者からの聞き取りをもとに作成)

**派遣・請負とは**  
派遣とは、派遣会社が他社と契約を結んで労働者を「貸し出す」形態です。派遣先企業は、労働

す。派遣先の企業が派遣期間内であれば雇用責任を負わずに労働者を指揮し、使うことができます。派遣先企業は、労働

### 市田質問で明らかに

偽装請負とは何か、そのもとで労働者はどう苦しめられているのか。十三日の参院予算委員会での質問で、日本共産党の市田忠義書記局長は、そもそもから政府に問いたました。浮かび上がったのは、労働者を食い物にした驚くような実態です。(山田英明)

## 大企業で相次ぎ導入

## “人員調整” “費用が割安”

「偽装請負」がなぜ広がるのでしょうか？  
構内請負というかつての「偽装請負」は、一九八五年の労働者派遣法の制定以前からありました。しかし、これほどまでに「偽装請負」がまん延するようになったのは、労働者派遣法の「規制緩和」がすすめられた九〇年代以降です。本来、労働者派遣は「一時的「臨時」で「常用雇用の代替」としない」ことを前提としていました。これに反して、二〇〇四年からは、製造業を

者にたいして労働安全衛生にかかわる使用責任が生じ、さらに労働者の派遣期間が一年(二〇〇七年三月からは三年)を超えた場合には労働者を直接雇用する責任を負います。

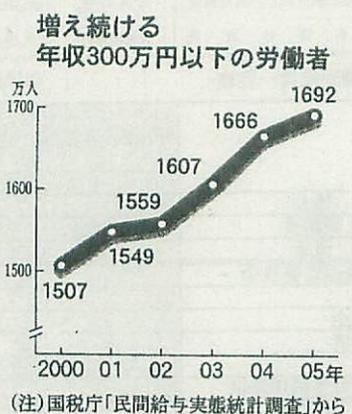
一方、請負とは、請負会社が発注元企業から業務の一部を任されて完成

させる働き方です。労働者にたいする雇用責任を負い、労働者を指揮するのは請負会社。派遣と違つて発注元企業は指揮できません。

問題は、こうした派遣、請負がなぜ広がるのかです。市田氏は、パネル(図)を示して、その背景を明らかにしました。

製造業者にとって、労働者を一人雇えば年金、健康保険料の福利厚生費を含めると時給で約三千五百円がかかります。

これに対し、派遣会社から派遣してもらう場合は約二千五百円です。受け入れ先の製造業者には約千円のもうけが



「偽装請負」がなぜ広がるのでしょうか？  
構内請負というかつての「偽装請負」は、一九八五年の労働者派遣法の制定以前からありました。しかし、これほどまでに「偽装請負」がまん延するようになったのは、労働者派遣法の「規制緩和」がすすめられた九〇年代以降です。本来、労働者派遣は「一時的「臨時」で「常用雇用の代替」としない」ことを前提としていました。これに反して、二〇〇四年からは、製造業を

含むほとんどの業種で派遣が可能になりました。この時期、大企業はグローバル競争に勝つための「コスト削減」などとして、リストラと採用抑制をすすめて、正社員を切つて、派遣、請負など非正規雇用に置き換えてい

派遣業者は、こうした要求にこたえて「コスト削減できる」「社会保険の負担が軽くなる」「労働組合問題もない」と製造業に売り込み、中間搾取をすることで大きな利益を得ました。派遣業界は、

発生するわけです。では、派遣会社はどうか。労働者に千円しか払いません。これによって、派遣会社にも千五百円のもうけが発生します。

つまり、受け入れ先の製造業者と派遣・請負会社の双方にもうけが出るのが派遣、請負です。厚生労働省のアンケート調査では、大半の企業が派遣、請負を使う理由に「人員をすばやく調整できる」「費用が割安」をあげています。

九七年の売上高一兆三千三百億円から、二〇〇四年の二兆八千六百十五億円に急成長しました。

派遣労働者を使う企業は、労働者派遣法で派遣期限をこえる労働者に、雇用を申し入れる義務や労働安全衛生法上の責任など、労働者保護のための責任があります。

請負にはこのような責任が生じません。このため実態はメーカーが仕事を直接指揮する派遣労働であるのに、請負と偽装請負です。これが「偽装請負」です。